

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	特定自動運行許可申請等管理簿冊	
実施機関の名称	千葉県警察本部長	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通総務課	
個人情報ファイル等の利用目的	特定自動運行許可申請書に附属する資料	
記録項目	1 事業所の名称、2 事業所の所在地、3 電話番号、4 事業所の役員一覧、5 役員の氏名、6 生年月日、7 本籍、8 住所、9 性別、10 申請自動車登録番号又は車両番号、11 申請年月日、12 許可年月日、13 許可番号	
記録範囲	特定自動運行許可申請者	
記録情報の収集方法	特定自動運行許可申請者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	千葉県警察本部総務部広報県民課情報公開・個人情報センター
	(所在地)	〒260-8668 千葉県千葉市中央区長洲1丁目9番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	3 及び 10 の各記録項目の内容については、道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第75条の16に基づき変更請求ができる。	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	—